

250414 第1回名古屋市人権に関する条例（仮称）検討会
名古屋市民オンブズマンによるメモ

15:00

スポーツ市民局人権施策推進部長：てらご
報道機関よりあたまでり

てらご：以降のカメラ固定の位置
委員は名札を外に

戸羽スポーツ市民局長：ご参加ありがとうございます

人権様々な問題ご尽力

事前のアンケートをやった ご協力ありがとうございます

人権条例 従前から一部団体からご要望いただいていた

先進自治体調査していた

ご承知の通り 令和5年6月 名古屋城バリアフリー市民討論会で差別事案発生
障害者差別発言 職員が制止、注意喚起できなかった

検証委員会で検証した

あらためて包括的で実効性がある条例 制定を加速させる

現に人権課題 当事者の意見 重要

こうした検討態勢で進める

いうまでもなく人権は憲法で保障されている

基本的人権 他の人権を不当に侵害しないように

衝突したり矛盾ありえる しっかり認識

公共の福祉で調整が必要

十分踏まえて検討

多くの市民から関心、自分事で

過程 オープンで議論、公開して

会議資料原則公開したい

名古屋市 去年 総合計画2028策定

最初に人権を掲げた

1番目に人権と多様性 ダイバーシティ

だれもが個性 活躍できる

根幹をなすもの

率直、忌憚のない議論を

15:08

てらご：初回なので自己紹介を

岩田：YWCA

間宮：子どもの権利擁護委員 公的第三者機関 弁護士

橋井：身体障害者 視覚障害者 名前を言って

濱田：手をつなぐ 知的障害者の親、支援者 誤解を受けやすい

広瀬：精神障害者支援 家族も当事者

山崎：部落解放同盟 名古屋市内被差別団体 教育啓発 1998 年以来人権条例要請

土井：多文化共生リソース 外国ルーツ共生

趙：韓国民団 1947 年から 在日 3 世

東岡：越冬実行委員 120-140 人ホームレス 40 年支援

白柳：犯罪被害者

安間：プライドライフ LGBTQ 支援 相談事業 熱いテーマ ヘイト、アンチも

伊藤：保護区保護士

明石：人権擁護委員 法務局職員と一緒に活動

小林：大阪教育大学 人権 有識者委員

宮前：弁護士会 市人権施策有識者

岩原：経営者協会 人事労務 900 社 企業代表は私だけ

生田：人権啓発企業

鈴木：民生委員理事

柄澤：社協 地域福祉推進 高齢者、障害者虐待

てらご：議事に入りたい

座長は委員の互選で

明石：小林委員はどうか

てらご：小林座長でよいか ありがとう

以後は小林座長に進行をお願い

小林：座長に選出された

名古屋市人権施策

バリアフリー市民討論会検証委員会

提言してきた 重く責任

包括的で実効性がある あらゆる差別の根絶

市職員の高い人権感覚

広く市民教育 人権文化

他都市リード 人権施策先導都市に
どうぞよろしく
要綱 4 条 3 条 事故があった際は代理指名
代理は宮前委員にお願い
スポーツ市民局長は別公務で退席
議題に入る 自由闊達な意見を
人権にかかわるデリケートな内容
発言にはご留意頂きたい
委員には視覚障害も 発言は名前を名乗ってから
白柳委員 4 時 30 分ごろ退席
今後のスケジュール 事務局説明

15:23

伊藤：新たな人権企画調整課長
資料 1 意見聴取のすすめかた
第 2 回 条例骨子提案
7 月—12 月 年内に第 4 回までの会議
さらなる修正 意見 論点整理具体化したい
2—3 月 検討会 5 回目 条例骨子かためられれば
議会報告後、パブコメ、条例素案
最終的に条例案決定 議案として議会提出
あくまで想定 検討会での意見 論点整理
追加開催発生しうる
市民誰もが理解できる 論点整理、意見を尽くすことが重要
スケジュールは柔軟に
複数委員から、見通し問い合わせをいただいた
令和 8 年度パブコメ
6 月 9 月 12 月 2 月
年度初め 6 月は困難ではないか

小林：何か意見は

明石：資料送ってもらった 机上に載っている
枚数が多い 印刷するのが大量
パソコンで見るのは見づらい
できれば郵送 1 週間前にして
今後たくさん

小林：事務局は

伊藤課長：大変な負担をおかけした

基本的には１週間前 郵送で送りたい

初回なのでご意見 ご自身でネット調べると大変
参考資料として送る

今後は資料多くならない見通し

小林：そのほか意見は

続いて、法体系における条例の位置づけ

伊藤課長：資料２ 条例位置付け

憲法、地方自治法

法令や地方自治法に違反してはいけない

地域のもの

法や条例の趣旨を進めてもよい

愛知県人権条例になくても認められる

名古屋市が処理する事務

裁判所、警察、入管

責務、規制はできない

参考：法律例

法体系における限界 理念具体化は問題ない

小林：なにかご確認意見は

宮前：そのとおり

参考資料１ 条約もあげられる

条例より上 条約の趣旨も反映して

小林：他は

山崎：同意見

女性差別撤廃条約 ロビイング 多々出されている

憲法 98 条 2 項 憲法に次ぐもの ご意見に賛同

条約を解釈した条例にしてほしい

伊藤課長：条約を含めた意見

様々なご意見 条例に落とし込む

法律 名古屋市民 条例

条約適用

こういった表現がよりふさわしいか

みなさまからわかりやすい ご意見も

条約理念 反映できるように

小林：そのほかは

骨子案作成 意見聴取の進め方

15:35

伊藤課長：資料3

愛知県、三重県に条例がある

理念

実態

技術的なもの 行政でさせていただく

大きな内容 考え方、どういう風に目指すか

問題点、課題

手が届いていないなら一人も取り残さず

資料 例 目指すべき社会、理念、条例で禁止する差別

差別への対応策 予防

申し出がなくても解消する取り組み

会議時間 2時間程度を予定

2時間以内に意見で尽くすとは限らない

あらためてこの場で決定ではない

団体で再確認、持ち帰って

会議の終了後 2週間 書面での意見提出受付を考えている

他都市 関係各局への意見聴取が必要

条例形式に行政がまとめる

1週間前には委員に郵送したい

骨子案 今後具体的な姿がでてくる

皆様からご意見いただきたい 論点整理して

2ページ以降 論点参考

バリアフリー最終報告より抜粋

・基本的な考え方

・体制の方向性

市から独立した専門機関

・方向性 ネット差別

4 ページ すてにつくった基本方針 平成 10 年

5 ページ 言葉の定義

三重県条例逐条解説

条例で 具体的には不当な差別

三重県 被差別部落身元調査 調査自体不当な差別

複数解釈ある 三重県は「関連する」属性収集を含む 明記

ネット、 本人が気づかないものも

いろんな傷つき方がある

啓発 どんなところに反映するか

6-7 ページ 対象

多くは理念条例 紛争解決は明確に出しているのは多くない

規程 3 パターン

①不当な差別のみ

②上記＋言動

③人権侵害行為

相談の対象 人権に関する相談は広く受け付ける

実効性のある紛争解決

・不当な差別的言動

本邦外

公共の場、ネット上

三重県、佐賀県 広い 具体的な事例がない

差別的取り扱い 差別者に勧告

差別的言動 一気に拡散

行為者勧告を行わず、差別を否定する

すみやかに公表もある

参考資料 別添参考資料②

人権条例 他都市比較 ご覧いただけたら

世界取り組み

他自治体 令和 4 年、5 年改正

関連法律 話題性もある

・ 3000 人市民対象アンケート

・ 人権団体アンケートも

15:50

小林：意見は

宮前：愛知県弁護士会 今年 2 月 人種差別撤廃条例を求める意見書を各自治体に出した
主に人種差別撤廃条例
全国の都道府県、政令都市、弁護士会 詳細に分析
参考にしてほしい

伊藤課長：そこに関して参考にしたい

広瀬：精神障害者支援

神奈川県 作った経緯 事件の経緯

どういう差別、侵害事例をなくしたいか ある程度共有することが必要

人権アンケート調査 類型的

「障害者に対する差別」一言で例示

私が言いたいのは、もう少し具体的に

2 つ例 精神医療審査会 措置入院、保護入院

本人の退院希望が認められた事例は 1 つもないと聞いている

生活保護受給者 新しい口座は作れないといわれた

具体的なものを各分野で出して

仕組みを作って減らすことができるか

もめた場合にどうするか

場面を想定しないとどこも変わらない文書ならべたもの

「実効性のあるもの」にするために 机の上にこういうものをなくそうとしている
事例だけがまとまっていない

そうすすめてはどうか

小林：事務局は

伊藤課長：具体的な事例があればわかりやすい

回答ができない条例

人権条例 関心をもってもらって共感する

当事者ではないと気付かないこと 示してもらえれば気づく

具体例 なかなか気づいてもらえないこと

会議資料 公開していく

名古屋市全体の全体感覚向上

意見提出シート 自由に意見ください

委員からすでに意見多数 委員ではない団体からも意見来ている

それ以外 分かりやすい事例

小林：意見提出シートを踏まえて、どういう例
骨子案 どう解決想定できるか
資料をわかりやすく作ってほしい

伊藤課長：次回 条例骨子を出す
あわせて具体的事例を出したい
「こういった表現では反映されていない、間違い」
なるべく反映させたい
具体的事例を見ながら

小林：全部条例に書き込むではない
何を条例に盛り込むか 具体化するか
分かりやすい感じで
具体的な課題が出された際、解決できないと意味がない
解決できる条例を
そのほか

間宮：子どもの権利擁護

- 1 点目 条約も参照 ぜひ加えて各国連 一般的意見
総括所見もきちんと読んで反映して
日本は国が動きがない
人権先進都市とするならやって
- 2 点目 全体像 「差別するやつは悪いやつ」ではなく、
差別心はだれでもある
内在化して気づかない
構造的問題がある
基本理念や全文に入っていくことが必要

条例構造 2 点

世田谷区子どもの権利条例 昨月に変わった

第 1 条 ですます調

読みやすくなる 豊田市ですます調 フリガナも こどもに配って読める

あらゆる人が読みやすく

いろんな事例 昔はネット人権侵害はなかった

市から独立した立場 専門機関重要になってくる

子どもの権利条例 独立した第三者機関 なごもっか
相談を毎年 400 回 3000 件

人権相談すごい数に
モニタリング機能 市は人権侵害を抑える
苦しい人の意見を聞くしか
アドボカシー機能として声を上げることが必要

小林：事務局

伊藤課長：様々な視点 基本的には検討 可能なら反映
間宮委員 世田谷区条例提供 先日見させていただいた
通常の条例とは異なった様式
条例作る すべて 最終的には法規審査通す これでいいか？
世田谷区以外もある 市民により親しみを持たせる？
現段階で方針は申せない
啓発冊子 分かりやすい 子ども、知的障害
すべての選択肢を検討したい
相談機関 モニタリング 相談機関を作ると、それぞれの分野
子ども、障害者
実働するところ 専門性がある 蓄積も
性的少数者 LINE相談なども
仮に悪質な事例 電話相談 相手方に伝えないと
すべての窓口で共有 モニタリング考えないと

山崎：解放同盟

3つほど意見
・ネット上差別
アウティング 結婚差別
20年前部落によろこそホームページ 愛知県の男性
解決する手段はない 法務局削除要請
本人にいきつけない
どうすればよいか 「ここは部落、この部落の会社」
そういう条例にして
・三重県条例
教員夫婦 土地差別事案
知事が説示した その後わからない
どういう実行性
三重県から情報提供を
・提言 複合差別

今差別の形態は、被差別部落　ＬＧＢＴＱ、障害者、外国人も
交差性の中である
どう取り組むのか　視点が必要
相談事案で感じている

小林：事務局から

伊藤課長：３点ご意見

ネット上のもの　ＳＮＳ確認　誹謗中傷
差別や偏見あおるようなもの　非常に課題
令和７年度　ネットモニタリング予算
何ができるか？難しい
他自治体　条文　書いてある
削除要請　条例で難しい？
国　法改正　被害にあった方アクションしやすく聞いている
なかなか難しいが、被害を止めるのが大事
他都市参考　参考に出来なければ皆様のお知恵を
三重県事例　先進的人権条例調査
三重県に行ってきた　実効性　説示、勧告　悪質な事例
差別相談があったとき　助言、話をして差別をなくす　理解をいただく
悪質なもの　いけない　丁寧に情報交換
後に作るから先進的な取り込み
差別の交差性
条例で複合　周知する　抽象的なもの
具体的なもの　勉強が必要
一般論で書いても、イメージ「子どもで障害で外国人」
こういったことが不十分　意見を

小林：そのほか

橋井：国連の方から障害者　権利委員会　日本政府は全て注文つけられた
参考資料として
外務省、日本障害フォーラムから翻訳でている
私たち視覚障害、聴覚障害、肢体障害、内部障害
二週間では意見聴取はなかなかできない
なるべくはやく
団体　オンラインでヒアリングしてもらってもいい

小林：事務局

伊藤課長：障害者権利条約 総括所見 資料準備する
様々な条約 どういったものを出せばいいか
一部委員 相談したい
確認事項 オンライン
会議があって2週間 作って
広く意見をうかがう ここ以外 いろんな意見を聞く
いろんな意見を尽くすことが重要
出来上がりが遅くなってくる
意見聴取 この場には限らない
「どういうところに意見を聞くべきだ」
市として利用目的に基づいて
こういった当事者の意見 ご助言いただければ

小林：ほかは

濱田：手をつなぐ
事前に意見を出した
障害がある子ども
特別支援学級 残念
ここまでしゃべれる子 意見が言える
しゃべれない子 意見が言えない
特別支援学校 人権教育 どんなことが行われているか
障害 どのくらい授業やっている？
最低ライン これくらいと決められていない
先生は今日欠席 小さいころからの人権教育
・子どもへの教育も
・学校の先生にも人権教育を
障害がある不登校の子が増えている
なぜ行きたくないか言えない
いじめの不登校も
たいていは教員からの暴言、暴力が原因のことも
なかなか解明できない
一緒に考えていただければ

小林：事務局から

伊藤課長：学校における人権教育
学校活動の中で
今は回答ができない
書面などで回答したい
どこまで条例で議論するか
市職員の人権啓発、教育書く
継続課題

小林：他は

安間：プラウドライフ
第Ⅰ回目 全体的な話
バリアフリー討論会 条例
社会に根付いた差別解消
多様性を認め合い
性的少数者 差別を体験
条例として見たとき 他都市 Ⅰ８－Ⅰ９ページ
差別禁止条文
対照的
・三重県、川崎市 属性に基づく差別
・佐賀県 人権侵害 不当な差別 一般的なものの
包括的 人権を侵害してはいけない
普遍的なもの 社会に根付く必要
大きな権利侵害
日常的に苦しんでいる
マイクロアグレッション 人として尊重してほしい
当たり前に尊重すれば、極端な差別事案は発生しない
相談現場している 相談窓口からどう差別解消につなげるか
画期的なこと
受託して運営 匿名、Ⅰ回だけの相談が多い
本当はそこで寄せられた声が救済に結びつけば
相談をする人の権利擁護に重要
権利救済 男女苦情処理制度を利用した
不服申し立て めちゃくちゃ大変 パワーを持っている
自力で跳ねのける？

複合的であればあるほど、生きることそのものが大変
福祉現場、相談現場
人権侵害を救済できる 条例で盛り込んでもらいたい

小林：事務局

伊藤課長：ご意見ありがとうございます

相談機関の意見 不服申し立て 最終の勧告 公表 法の手続き
調査とか、加害者から心無い言葉を浴びせられる
現実的 相談機関は助言にとどめる 本人に解決を求める
なかなか動きにくい
本人に代わって事実調査 相手側の説得
相談機関 理解協力を求める
そのためには相談員のスキルが重要
既存な相談機関 最終手段に至る前に本人に代わって相手方にできるか
双方の誤解 「誤解ですよ」
最終手段前にできれば
具体的には皆様にご意見を

小林：ほかは

東岡：濱田委員に賛同

ホームレス支援 野宿者支援
昨年10月 天白川でホームレス襲撃事件
教育委員会に通報
3つの小学校・中学校 人権は大切 聞き取り調査
1人が名乗り出た
襲撃した子ども、親がごめんなさいとホームレスに言った
そこから襲撃がなくなった
子ども 教育の重要性 「各小学校に話をしてもいい」
人権を侵害してはいけない
これが人権侵害とっていない人
ホームレスに石を投げたり襲撃したり
ポスター、絵本作ったり
条例と教育 どうからむかわからない

伊藤課長：教育の現場

提供しながら現状 一定の回答を出したい
ご意見があれば
人権条例 人権教育の分野
どこまで議論するか

小林：そのほか

明石：意見を聞いた

人権擁護委員 法務局と一緒に救済
法務局相談があって、解決できないのが現状
安間委員 敷居が高い その通り
電話 人権侵害があるか見極め 救済していく
ある議員が差別発言 認定されても自覚してくれないのが現状
条例 基本的な考え「社会構造的差別」
人権分かっている人 どう思っているのはそれぞれ
名古屋市がどうとらえているか 共有したい

濱田さん 社協代表の人

福祉教育 当事者
人権なんだよと伝えたい
福祉教育と人権教育が「違う」 一緒にする必要があるが
LGBTQ 外国籍 妊婦学習
人権でつながっているんだよ
共有して どれも人権が関わっているんだよ
本当なら 名古屋法務局にどう救済されているか
ヒアリングしてもらいたい

小林：事務局から

伊藤課長：様々ご意見

1つ確認 条例提言 基本的な考え
社会構造的差別
「市」人権条例 われわれのところで解釈
それでよいのか、われわれではないところ？

明石：こんなものだとイメージを出して
その中で 社会構造的なものがある

伊藤課長：私は勘違いしていた 情報共有するための分かりやすい資料
用意する
法務局 代理も難しい
今回のことも話したい

小林：その他

間宮：いろんな話を伺っていた
名古屋市子どもを人権に広げては
学校権利、教員学習
・人権とやさしさをセット
・人権と義務をセット
違うんだよ
救済、予防につながる
名古屋市こども 全国でもっとも進んでいる
次回15分くらい 子ども救済機関 説明したい
救済のヒントになる
準備したい

小林：事務局

伊藤課長：人権条例 専門的な紛争解決機関
子ども人権救済機関
ご意見いただきたい
皆さんと共有したい

小林：それをお願い
その他は

土井：多文化共生
私が直接 外国ルーツ
資料2 条例の限界
そもそも法律の段階で考えられていない
法律で規定されていない 名古屋市なかなか難しい
限界の範囲内だと解決できない
条例では言及できないが、そもそも国の法律や憲法がおいついていない
国に提言まではどうか メッセージを発信

プレスリリース 条例には入れれないが、問題提起を

小林：事務局

伊藤課長：ご意見ありがとう

大事なこと

文書を書く 行政可能なことは書く

必要な議論 文字には落とせないが啓発

人権条例 包括的で実効性がある

法律上国が所管すべき 場合によっては

意見、要望

実際にあるなら 名古屋市ができるかできないか

なにができるか

仮に条例に反映されなくても

法律に書いていないこと

書かなかった 国民議論が分かれている 解釈

市で一定できるだろう 書ける

国が調査して書けない 市も書けない？

そもそも関心がないと

先々に反映できれば

小林：多分条例の検討 報告書書く時 問題提起

全部条例に載らなかったとしても、

提案されたことを全く無視はありえない

他の条例、法律、下位の要綱？

伊藤課長：有識者、審議会

意見聴取の懇談会

各団体 懇談会

いわゆる諮問機関ではない

いただいたものが消えていくわけではない

会議資料には載る

意見として整理をする どういった形で出せるか

意見聴取方法 座長と相談したい

小林：ここで議論することで啓発につなげるのが今回の趣旨

ほかは

濱田：手をつなぐ育成会

条例を作る　〇〇しないといけない

こうしましょう

できた後にどう現場に活かすか

最低ここまで話したり、住民と理解

実効性　その後実行するところまで話し合っては

伊藤課長：条例出来上がる前段階　市民に関心を持ってもらう

他の自治体　タウンミーティング　現場に出る

どういうやり方が適切か

条例を作ってどう市民に浸透させるか　検討が必要

小林：実効性を高めるには理解を高める

・条例の表現

・パンフ

その他

橋井：障害当事者は私くらい

70 くらい　子どものころから弱視　黒板の文字読めない

昭和 30－40 年代　我慢するしかなかった

差別　我慢するしかない

障害を理解するしかない

私もそう思う　なくすなら条例が必要だが、

一番大事なのは、子どものころから相互学習が大切

やっかいなのは大人

東京でも 1 人で行く

声をかけてくれるように　10 年くらいよくなった

新型コロナですべてなくなった

1 メートル前後　国がそんなこと言った

地下鉄乗るとき　タイミング　自然にいうように

啓発　思いやり

それがない限り、先輩の時代は倒してでも行け

買い物行ったらだいたい外国人　鮭のおにぎり　わからない

人材がないからしょうがない？

車いす　とってほしい

コンビニ「仕方ない　人がいないから我慢して」

買い物難民 わからない

どんな条例ができようが、障害者はどこかで我慢するしかないのが現状

小林：事務局から

橋井：事務局からは無理でしょう

小林：最終報告 人権教育が必要

名古屋市だけが頑張っても限界がある

全体で 啓発教育がうたわれている

ライフステージにあわせて

アップデートしていかないと

昨日の人権価値観が今日の価値観ではない

大人になるとにっちもさっちもいかない

そんな大人が子どもに教える

明石：全盲の方と福祉バス 城めぐりした

「僕たちは我慢強いんだ」

私たちも障害者になる可能性

引きこもりになる？

そうならないような施策を

分断されていた ほとんどなかった

障害者と一緒 イベントを作って

外国籍 コンビニで仕事

どう対話をするかがカギ

インクルーシブ 一緒にすることが大事

条例の条文の中にはいるといい

小林：その他は

そろそろお時間

ご意見いただきありがとうございます

いずれも重要論点が多かった

残らずまとめて

全部取り上げることはできない 順次検討を

必要な資料 条約の話 勧告

他都市の対応 提示して

意見を出し尽くすことはできない

意見提出シートを
それを踏まえたうえで事務局論点を
本日の議題は以上

17:04

市：長時間わたりありがとう
発言できなかった人 別添3意見提出シート
事務局へ提出を
次回 7月14日 午前10時予定
正式な通知はあらためて
長時間ありがとう

17:05